

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和2年度)

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号

事業者名 高松琴平電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 真鍋 康正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
伏石駅	バリアフリー対応の新駅整備	2020年11月28日開業

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両乗降用の簡易スロープを配備	簡易スロープを駅施設に配備し、車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の介助を行う。	お声掛けや見守りを実施すると共に乗降等の介助を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの案内周知	ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載。その他に駅のバリアフリー情報を公開。今後も情報を追加する。	施設情報等を更新し公開している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	社内規定に教育計画を定め、全乗務員に対して年間1回、障がい者等に対する介助方法を教習する。今後は専門の外部講習者による教育にて更なるスキルアップを図る。	全乗務員に介助方法等の教習を行った。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講すべき措置の実施状況

高齢者や障がい者等のお客様から頂いたご意見を集約し、社内での情報共有や介助サービスに反映させる。
ICカード グリーンIruCa、ゴールドIruCaの継続発売
※グリーンIruCa：障がい者割引を適用
※ゴールドIruCa：70歳以上の高松市民・綾川町民が対象の運賃半額を適用

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページに掲載する。

(4) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書 鉄道駅)

令和2年度)

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号
 事 業 者 名 高松琴平電気鉄道株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 真鍋 康正

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況 鉄道駅ごとに記入)

令和3年3月31日現在)

鉄道駅の 名 称	路 線 名	所在都道府 県市町村	一日当たり の利用者数		有人駅、 無人駅の 別	公共交通 移動等円 滑化基準 省令適合 の有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプ ラット ホームの 数	エレベー ターの設置 数	エスカレー ターの設置 数	その他の 昇降機の 設置数	傾斜路の 設置箇所 数	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	案内設備 の設置の 有無	障害者対 応型便所 の設置の 有無	障害者対 応型改札 口の設置 の有無	障害者対 応型券売 機の設置 の有無	車いす使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の設 置の有無
			都道府 県 市 区	23区・郡・町・村																
高松築港駅	琴平線	香川県 高松市	9,726	人	○	2	2	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○	
片原町駅	琴平線	香川県 高松市	4,289	人	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○	
瓦町駅	琴平・長尾・志度線	香川県 高松市	11,245	人	○	3	3	3 (3) 基	3 (3) 基	基	1 (1) 箇所	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	3	○	
栗林公園駅	琴平線	香川県 高松市	2,614	人	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○	
三条駅	琴平線	香川県 高松市	2,403	人	○	—	○	2	2	基	基	2 (2) 箇所	○		○ ○	×	○ ○	2	○	
伏石駅	琴平線	香川県 高松市	1,022	人	○	○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
太田駅	琴平線	香川県 高松市	3,654	人	○	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
仏生山駅	琴平線	香川県 高松市	2,972	人	○	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
空港通り駅	琴平線	香川県 高松市	1,104	人	○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○ ○	—	○ ○	1	○	
一宮駅	琴平線	香川県 高松市	1,296	人	○	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○ ○	○ ○	○ ○	2	○
円座駅	琴平線	香川県 高松市	1,413	人	○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	—	○ ○	1	○	
岡本駅	琴平線	香川県 高松市	677	人	○	○	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○ ○	○ ○	2	○
挿頭丘駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	296	人	○			1		基	基	基	箇所			—	—	×		
畠田駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	221	人	○			1		基	基	基	1 箇所			—	—	○ ○		
陶駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	464	人	○			2		基	基	基	2 箇所			×	—	○ ○		○
綾川駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	1,246	人	○	○	○	1	1	基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	1	○
滝宮駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	426	人	○	—		2		基	基	基	1 箇所			×	○ ○	○ ○		

移動等円滑化取組報告書 鉄道駅)

令和2年度)

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号
 事 業 者 名 高松琴平電気鉄道株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 真鍋 康正

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況 鉄道駅ごとに記入)

令和3年3月31日現在)

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	ホームの数	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の昇降機の設置数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無	
羽床駅	琴平線	香川県 綾歌郡 綾川町	99	人	○			1		基	基	基	1	箇所			—	—	×		
栗熊駅	琴平線	香川県 丸亀市	460	人	○			1		基	基	基	2	箇所	○		×	—	○ ○	○	
岡田駅	琴平線	香川県 丸亀市	410	人	○			1		基	基	基	1	箇所	○		×	○ ○	○ ○	○	
羽間駅	琴平線	香川県 仲多度郡 まんのう町	210	人	○			2		基	基	基	2	箇所			—	—	×		
榎井駅	琴平線	香川県 仲多度郡 琴平町	187	人	○			1		基	基	基	1	箇所			—	—	×		
琴電琴平駅	琴平線	香川県 仲多度郡 琴平町	906	人			○	1	1	基	基	基		箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	1	
花園駅	長尾線	香川県 高松市	767	人	○		○	2	2	基	基	基	2	(2) 箇所	○		×	—	○ ○	2	
林道駅	長尾線	香川県 高松市	1,542	人	○		○	1	1	基	基	基	2	(1) 箇所	○		×	—	○ ○	1	
木太東口駅	長尾線	香川県 高松市	859	人	○		○	1	1	基	基	基	1	(1) 箇所	○		×	—	○ ○	1	
元山駅	長尾線	香川県 高松市	782	人	○		○	1	1	基	基	基	1	(1) 箇所	○		×	—	○ ○	1	
水田駅	長尾線	香川県 高松市	1,007	人	○	○	○	1	1	1	基	基	基		箇所	○		○ ○	—	○ ○	1
西前田駅	長尾線	香川県 高松市	93	人	○			1		基	基	基	1	箇所			—	—	×		
高田駅	長尾線	香川県 高松市	1,103	人	○		○	2	2	基	基	基	2	(2) 箇所	○		○ ○	—	○ ○	2	
池戸駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	376	人	○			1		基	基	基	1	箇所			×	—	×		
農学部前駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	505	人	○			1		基	基	基		箇所			×	—	○ ○		
平木駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	288	人	○			2		基	基	基	2	箇所			×	○ ○	×		
学園通り駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	1,002	人	○	○	○	1	1	基	基	基	2	(2) 箇所	○		○ ○	—	○ ○	1	
白山駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	192	人	○			1		基	基	基	1	箇所			—	—	×		

移動等円滑化取組報告書 鉄道駅)

令和2年度)

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号
 事 業 者 名 高松琴平電気鉄道株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 真鍋 康正

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況 鉄道駅ごとに記入)

令和3年3月31日現在)

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	ホームの数	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の昇降機の設置数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無				
井戸駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	56人	○			1			基	基	基	1箇所			—	—	×		○				
公文明駅	長尾線	香川県 木田郡 三木町	170人	○			1			基	基	基	1箇所			—	—	×						
長尾駅	長尾線	香川県 さぬき市	804人	○	—		1			基	基	基	1箇所			×	○○	○○						
今橋駅	志度線	香川県 高松市	492人	○	—		○	2	2	基	基	基	2(2)箇所	○		×	○○	○○	2	○				
松島二丁目駅	志度線	香川県 高松市	390人	○			2			基	基	基	2箇所			—	—	○○		○				
沖松島駅	志度線	香川県 高松市	537人	○		○	1	1		基	基	基	2(1)箇所	○		×	○○	○○	1	○				
春日川駅	志度線	香川県 高松市	414人	○			2	1		基	基	基	1(1)箇所			—	—	○○	1					
潟元駅	志度線	香川県 高松市	1,439人	○		○	1	1		基	基	基	1(1)箇所	○		○○	○○	○○	1	○				
琴電屋島駅	志度線	香川県 高松市	581人	○		○	2	2		基	基	基	2(2)箇所	○		×	○○	○○	2					
古高松駅	志度線	香川県 高松市	544人	○		○	1	1		基	基	基	1(1)箇所	○		—	—	○○	1	○				
八栗駅	志度線	香川県 高松市	733人	○	—	○	2	2		基	基	基	2(2)箇所	○		×	○○	○○	2	○				
六万寺駅	志度線	香川県 高松市	824人	○		○	1	1		基	基	基	2(1)箇所	○		—	—	○○	1					
大町駅	志度線	香川県 高松市	272人	○		○	2	2		基	基	基	3(2)箇所	○		×	—	×	2	○				
八栗新道駅	志度線	香川県 高松市	165人	○		○	1			基	基	基	1(1)箇所	○		—	—	×	1					
塩屋駅	志度線	香川県 高松市	95人	○		○	1	1		基	基	基	1(1)箇所	○		×	—	○○	1	○				
房前駅	志度線	香川県 高松市	71人	○			1			基	基	基	1箇所			—	—	×						
原駅	志度線	香川県 高松市	144人	○			1			基	基	基	1箇所			—	—	×						
琴電志度駅	志度線	香川県 さぬき市	841人	○	—		1			基	基	基	1箇所			×	○○	○○						
合計) 53駅						44駅	5駅	31駅	76	48	3(6)基	3(3)基	1(1)駅	0駅	46(69)箇所	28(42)箇所	駅	33駅	4駅	15駅	20駅	39駅	32駅	31駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号

事業者名 高松琴平電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 真鍋 康正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	